

議案第 52 号

桐生市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

桐生市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市水道事業給水条例の一部を改正する条例

桐生市水道事業給水条例(平成 10 年桐生市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「1 箇所」を「1 か所」に改める。

第 11 条中「6 箇月」を「6 か月」に改める。

第 32 条ただし書中「2 箇月」を「2 か月」に改める。

第 34 条第 2 号の表中

「

種類	手数料
指定給水装置工事事業者指定手数料	1 件につき 10,000 円
指定給水装置工事事業者証再交付手数料	1 件につき 2,500 円

」

を

「

種類	手数料
指定給水装置工事事業者指定手数料	1 件につき 10,000 円
指定給水装置工事事業者指定更新手数料	1 件につき 10,000 円
指定給水装置工事事業者証再交付手数料	1 件につき 2,500 円

」

に改める。

第 37 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 52 号 桐生市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。